



天草市景観計画（概要）

本市では、「日本の宝島“天草”」の創造を目指し、先人から継承されてきた良好な景観を保全、育成、創造し、将来に引き継いでいくための方針などを示す「天草市景観計画」を、平成21年4月に策定しております。



◆景観計画とは

平成16年に施行された「景観法」に基づき、天草市（景観行政団体）が策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

◆良好な景観の形成に関する基本方針

次の基本方針に基づき「景観からの島づくり」を進めます。

1. **豊かな自然景観を守る**（国立公園、海岸線等の保全、眺望空間の確保 など）
2. **誇りある文化的景観を育む**（文化的資産の形成、集落景観の維持 など）
3. **風格ある都市景観を創る**（自然・歴史と調和したまち並みづくり など）
4. **市民と共に築く**（市民・事業者・行政の役割とは）

◆良好な景観形成のための行為の制限

景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為について制限を定め、**着手日の30日前までに届出(2部)**が必要になります。届出の内容については、景観形成基準に適合しているか審査し、必要に応じ助言・指導を行いながら良好な景観づくりを進めます。

※詳細は、天草市都市計画課にご確認ください。できるだけ事前相談をお願いします。

【景観計画区域(市全域)及び景観形成地域において届出が必要となる規模について】

行 為	市全域(景観形成地域等を除く)	景観形成地域
建築物 新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが 13m を超えるもの ・建築面積が 1,000㎡ を超えるもの	・床面積が 10㎡ を超えるもの
工作物 新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ 13m (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については20m)を超えるもの ・工作物(記念塔、電波塔、鉄筋コンクリート及び金属製の柱、広告塔、太陽光発電設備等)の敷地面積が 1,000㎡ を超えるもの ・さく及び塀の高さが 2m を超え、かつ、長さが 50m を超えるもの	・高さ 5m (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については10m)を超えるもの ・さく及び塀、擁壁等の高さが 1.5m を超えるもの ・土地に自立して設置する太陽光発電設備で敷地面積が 1,000㎡ を超えるもの
鉱物の掘採又は土石の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000㎡ を超えるもの ・高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超えるのり面又は擁壁が生じるもの	・面積が 500㎡ を超えるか、又は高さ 1.5m を超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む)	・変更に係る部分の土地の面積が 3,000㎡ を超えるか、又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超えるのり面又は擁壁が生じるもの	・面積が 500㎡ を超えるか、又は高さ 1.5m を超えるのり面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採	_____	・伐採面積が 500㎡ を超えるか、又は高さ 10m を超える木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	_____	・90日を超えて、高さ 1.5m を越えるか、又は水平投影面積が 100㎡ を超えて堆積するもの
屋外における自動販売装置の設置	_____	・全てを対象
広告物の設置又は外観の変更	_____	・表示面積が 1㎡ を超える広告物(ただし、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く)

【特定施設届出地区において届出が必要となる規模について】(景観形成地域の届出対象行為を除く)

行 為	届出の必要な規模等の範囲の概要
特定施設(※1)及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・床面積が 10㎡ を超える建築物 ・高さ 1.5m を超えるさく、塀、擁壁等 ・高さ 5m を超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 ・表示面積が 1㎡ を超える広告物(ただし、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く)

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除きます。

(※1)特定施設とは、パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、レストラン、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告等

景観形成地域及び特定施設届出地区指定位置図

※景観形成基準は、区域ごとに定めてあります。
意匠、色彩、材料、位置、敷地の緑化など



◆届出手続きについて

着手日の30日前までに届出・添付資料を2部、都市計画課へ提出してください。

※届出様式は天草市ホームページの「申請書ダウンロード」にて公開しています。(PDF形式)

◆景観計画の閲覧

天草市ホームページ
<http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/>

天草市 景観計画

検索

◆お問合せ先◆

天草市役所 都市計画課
〒863-0048
天草市中村町10-8
Tel:0969-23-1111